

# 令和7年度さがえ健康ポイント事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市民の健康づくり及び介護予防を促進し、健康寿命の延伸及び健康の保持増進を図るため、やまがた健康マイレージ事業実施要綱（平成27年3月23日健長第1504号山形県健康福祉部長通知。以下「県要綱」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第5号及び寒河江市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成27年市制定）第3条第2号ウの規定に基づく活動に参加等した者に商品券等と交換が可能となるポイントを付与する、さがえ健康ポイント事業（以下「ポイント事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイント 第5条第1項各号に掲げる活動（以下「対象活動」という。）に参加等することにより取得できるものをいう。
- (2) 記録票 対象活動への参加実績及び取得したポイントを記録するものをいう。
- (3) さがえ市民100日健康づくり事業 令和6年度さがえ市民100日健康づくり事業実施要綱（令和6年市制定）に基づき実施された事業をいう。
- (4) 元気高齢者づくり事業 寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業実施要綱（平成26年市制定）に基づき実施された事業をいう。

## (取得対象者)

第3条 ポイントを取得できる者は、市内に住所を有する者で、令和7年4月1日

時点で満年齢が6歳以上のものとする。

(参加者の登録及び記録票の交付)

第4条 前条に規定する取得対象者は、ポイントを取得しようとする場合は、対象活動に参加等する前に、さがえ健康ポイント事業登録申請書（様式第1号）又はオンラインの登録申請フォームにより市長に登録を申請しなければならない。この場合において、同一の取得対象者が重複して登録を申請することはできない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、ポイント事業の利用者として登録し、記録票を交付するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、さがえ市民100日健康づくり事業における達成者及び元気高齢者づくり事業における登録者に対し、登録の申請を省略させ、ポイント事業の利用者として登録し、及び記録票の交付するものとする。

4 前2項の規定によりポイント事業の利用者として登録された者（以下「登録者」という。）は、交付された記録票を紛失し、又は破損し、並びに汚損した場合で、記録票の再交付を受けようとするときは、市長にさがえ健康ポイント事業記録票再交付申請書（様式第2号）を提出するものとする。

5 市長は、登録者から登録抹消の申し出があった場合及び登録者が市外への転出、死亡等により市民でなくなったことが確認された場合は、その登録を抹消するものとする。

(対象活動及びポイントの付与)

第5条 市長は、登録者が次に掲げる事項に該当する場合は、別表に定めるポイントを付与するものとする。

(1) 市長が別に定める健康づくりメニューへの取組み

- (2) 市が実施する健康づくり事業及び介護予防事業に関する健康教室、学習会その他市長が別に定める事業への参加
- (3) 市長が指定する自主活動団体（以下「指定団体」という。）が実施する介護予防活動への参加
- (4) 市が実施する健康づくり事業及び介護予防事業に関する健康教室、学習会その他市長が別に定める事業への運営等協力（ただし、登録者が食生活改善推進員、介護予防サポートー又はオレンジサポートーのいずれかである場合に限る。）
- (5) 指定団体が実施する介護予防活動への運営等協力（ただし、登録者が食生活改善推進員、介護予防サポートー又はオレンジサポートーのいずれかである場合に限る。）

2 前項第3号及び第5号に規定するポイントについては、次条第4項に規定する報告書及び参加者名簿と照合し、付与するものとする。  
(指定団体の指定)

第6条 ポイント事業への参加を希望する団体（以下「申請団体」という。）は、さがえ健康ポイント事業自主活動団体指定申請書（様式第3号）を市長へ提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合で、申請団体の活動が対象活動に該当すると認められるときは当該申請団体を指定し、認められないときは不指定として、さがえ健康ポイント事業自主活動団体指定（不指定）通知書（様式第4号）により申請団体に通知するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、元気高齢者づくり事業において既に指定された自主活動団体の指定の申請を省略させ、ポイント事業の自主活動団体として指定するものとする。
- 4 指定団体は、対象活動を実施したときは、市長が別に定める日までに、参加者

名簿及び参加者の記録票を添えて、さがえ健康ポイント事業自主活動団体報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）を市長へ提出しなければならない。  
(ポイントの交換)

第7条 取得したポイントを商品券等に交換しようとする者は、市長が別に定める日までに、次に掲げるいずれかの方法により申請しなければならない。

(1) さがえ健康ポイント事業ポイント交換申請書（様式第6号）及び記録票の提出

(2) オンラインのポイント交換申請フォームより、記録票（両面）の写真を提出

2 前項の場合において、元気高齢者づくり事業のポイントを有する者は、元気高齢者づくり事業におけるポイントカードを提示することにより、当該ポイントを合算して申請することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定団体の対象活動への参加者は、指定団体に記録票を提出し、指定団体の報告書の提出をもって、同項の規定による申請をすることができる。

(応援カードの交付及び商品券等の交付)

第8条 前条の規定によるポイント交換の申請があったときは、県要綱第2条第3号に規定するやまがた健康づくり応援カードを交付するものとする。ただし、オンラインによるポイント交換申請フォームにおける申請の場合は、申請日以降に交付するものとする。

2 前項の規定による応援カードの交付は、年度内に1回のみとする。

3 前条の規定による申請があったときは、累積したポイントを200ポイント当たり1,000円分の商品券に交換する。ただし、交換できる商品券は1人につき同一年度において3,000円分を限度とする。

4 前項に規定する商品券は、前条の規定による申請をしたことが確認できるもの（記録票、オンラインによる交換申請を受け付けた旨のメール等）を提示

し、令和8年3月31日までに受け取るものとする。

(ポイントの取扱い)

第9条 ポイントは、第三者に対し譲渡することはできない。

- 2 ポイントは、翌年度に繰り越すことはできない。
- 3 第4条第5項の規定により登録が抹消された場合は、その時点でポイントが失効するものとする。
- 4 記録票の紛失又は破損及び汚損により、付与されたポイントを把握できなくなった場合は、それまで付与されたポイントを無効とする。ただし、紛失した記録票が発見されたこと等によりポイントを確認できる場合は、再交付された記録票にポイントを合算することができる。
- 5 市長は、登録者又は指定団体が、偽りその他不正な手段により、ポイントを取得したと認められるときは、ポイントの取得を取り消し、交換したポイントに相当する額の返還を命ずるものとする。この場合において、市長は、当該登録者の登録及び当該指定団体の指定を取り消すことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ポイント事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。  
(寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業実施要綱の廃止)
- 2 寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業実施要綱は、廃止する。

別表

区分	1回につき 取得できる ポイント	記録票への 累積方法
市長が別に定める健康づくりメニューへの取組み	1 ポイント	自身による取組結果の記録
市が実施する健康づくり事業及び介護予防事業に関する健康教室、学習会その他市長が別に定める事業への参加	10 ポイント	記録票提示による市からの付与
市長が指定する自主活動団体が実施する介護予防活動への参加	10 ポイント	
市が実施する健康づくり事業及び介護予防事業に関する健康教室、学習会その他市長が別に定める事業への運営等協力	20 ポイント	
市長が指定する自主活動団体が実施する介護予防活動の運営等協力	20 ポイント	

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

寒河江市長　　様

さがえ健康ポイント事業　登録申請書

私は、さがえ健康ポイント事業の活動に参加したいので、下記のとおり登録を申請します。

記

氏名	(フリガナ)
生年月日	
住所	〒
電話番号	(携帯電話 )

---

※市確認欄

登録番号

## 様式第2号（第4条関係）

年　月　日

寒河江市長 様

## さがえ健康ポイント事業 記録票 再交付申請書

下記のとおり再交付を申請します。

記

氏名	(フリガナ)
生年月日	
住所	〒
電話番号	(携帯電話)
再交付理由 (○をつけて ください)	1. 紛失 2. 破損 3. その他 ( )

## ※市確認欄

合算ポイント	登録番号
あり (            ポイント) • なし	

## 様式第3号（第6条関係）

年　月　日

寒河江市長 様

## さがえ健康ポイント事業　自主活動団体指定申請書

さがえ健康ポイント事業の自主活動団体の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

団体名称	
主な活動場所	
主な活動日時 (例:毎週水曜日 10時から)	
活動内容 (該当するものを選択し、活動内容の詳細を記入)	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康づくり運動や介護予防運動 ( )</li><li>・社会参加活動・地域交流 ( )</li><li>・その他 ( )</li></ul>

## 団体代表者

氏名	
住所	〒
電話番号	(携帯電話 : )
メールアドレス (あれば)	

様式第4号（第6条関係）

年　月　日

様

寒河江市長

さがえ健康ポイント事業　自主活動団体指定（不指定）通知書

さがえ健康ポイント事業自主活動団体指定の申請については、下記のとおり指定（不指定）しましたので通知します。

記

1. さがえ健康ポイント事業自主活動団体として指定します。

指定番号	
登録団体名	

※指定の時期に自主活動団体報告書・参加者名簿・参加者の記録票の取りまとめと提出を依頼しますので、参加者名簿については日頃から作成及び保管をしてください

2. 次の理由により指定しません。

理　由	
-----	--

## 様式第5号（第6条関係）

年　月　日

寒河江市長　　様

## さがえ健康ポイント事業　自主活動団体報告書

次のとおり活動を実施したので、参加者名簿及び参加者の記録票を添えて提出するとともに、記録票を添付した登録者のポイント交換について申請します。

指定番号	
団体名称	
団体訪問の 希望日時	<p>今年度、団体訪問による景品交付の希望があれば記入して下さい。</p> <p>【希望日時】</p> <p>年　月　日 (　　) 時　　分</p> <p>※団体訪問は1回に限ります</p>

## 団体代表者

氏名	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス (あれば)	

※必ず参加者名簿を添付すること

名簿の様式は任意ですが、下記に準じた名簿を添付してください。

- ・名簿は、自主活動団体の指定申請以降のもので、過去1年間までの分とする
- ・活動日時（何月何日　何時から何時）、参加者氏名が明らかなものとする
- ・運営等協力をしている食生活改善推進員・介護予防サポートー・オレンジサポートーがいる場合には、それが確認できるように記載すること（名前に○をつける等）

参加者名簿様式 例

【団体名】		【活動時間】(例：10:00～11:00)				
	氏 名	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

運営等協力参加として参加した食生活改善推進員・介護予防サポーター・オレンジサポーターに○をつける等、わかるように記載してください。

様式第6号（第7条関係）

年　月　日

寒河江市長　　様

申請者　住　所　〒

氏　名

電話番号

さがえ健康ポイント事業　ポイント交換申請書

私は、次のとおりポイント交換をしたいので、記録票を添えて申請します。

ポイント付与の年度	年度
累積ポイント	ポイント
交換ポイント数	ポイント

※200ポイントにつき1,000円相当の商品券等と交換になります。

また、600ポイントが交換の上限です。

---

※市確認欄

登録番号

1. 商品券（交換上限3,000円）

交付金額	円
------	---

2. やまがた健康づくり応援カードの交付

済	・	未
---	---	---